

経理部門の基本有用情報 今月の経理情報

今回のテーマ： 2013年3月期決算・申告における留意点

2013年3月期の決算・申告に注意を要する主要な改正事項はつぎのとおりです。

1. 法人税関係

項目	改正事項	適用開始時期
《構造変化構築法（2011年12月2日公布・施行）》		
法人税率	普通法人の法人税率が、30%から25.5%（中小法人（*1）の課税所得のうち年800万円以下の部分については18%から15%）に引き下げられました。 *1：大法人（資本金額5億円以上の法人）による完全支配関係がある法人は除かれます。	2012年4月1日以後 開始事業年度
欠損金の繰越控除	中小法人等以外の法人の青色欠損金等の控除限度額が、欠損金控除前の所得金額の80%相当額に縮減されました。	
貸倒引当金	中小法人、銀行・保険会社等および金融に関する取引に係る金銭債権を有する一定の法人以外の法人については従前の繰入限度額に3/4を乗じた金額が繰入限度額となりました。経過措置を通じて段階的に廃止されることとなります。	
寄附金の損金不算入	一般寄附金の損金算入限度額が改正前の1/2相当額に引き下げられ、特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入限度額が同額拡充されました。	
減価償却	2012年4月1日以後に所得した減価償却資産の定率法の償却率が、定額法償却率の200%相当額（改正前は250%）に引き下げられました。	2012年4月1日以後 に終了する事業年度
《復興財源確保法（2011年12月2日公布・施行）》		
復興特別法人税	基準法人税額に対して10%の復興特別法人税が課されることとなりました（復興特別法人税申告書の提出が必要）。	2012年4月1日以後 開始事業年度
《2012年度税制改正》		
試験研究費	① 総額制度の税額控除限度額が法人税額の30%から20%とされました。 ② 増加額等制度の適用期限が2年間延長されました。	2012年4月1日以後 開始事業年度
中小機械の特別償却等	適用対象資産に一定の工具、器具及び備品並びにソフトウェアが追加され、適用期限が2年間延長されました。	

2. 消費税関係《税制整備法（2011年6月22日公布・施行）》

項目	改正事項	適用開始時期
95%基準の見直し	課税期間における課税売上が5億円を超える場合には、課税売上割合が95%以上でも課税仕入に係る消費税額の全額控除は認められず、個別法または一括比例配分方式により仕入税額控除額を計算することとされました。	2012年4月1日以後 開始事業年度

お見逃しなく！

欠損金の繰越控除に関する控除限度額の改正により「単年度課税所得 \leq 欠損金」の場合でも、単年度で課税所得が生じれば法人税を納付する必要があります。これによって、改正前では適用できなかった外国税額控除や租税特別措置法上の各種税額控除の適用が可能となる場合があります。